

用語集

あ	アクションプラン	ある政策や企画を実施するための基本方針。また行動計画。アクションプログラム。
	NPO	非営利団体のこと。特に、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間組織（民間非営利団体）をいう。
	エリアマネジメント	特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取り組み。
	えんしょうしゃだんたい 延焼遮断帯	大規模な地震等で市街地大火を阻止する機能を果たす、道路・鉄道・公園等の都市施設と、沿線の範囲に建つ耐火建築物で構築される帯状の不燃空間。
	おんしつこうか 温室効果ガス	地球温暖化の要因となる地球に温室効果をもたらすガス。二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素・フロンなど。
か	きぞん 既存ストック	都市において「既存ストック」とは、今まで整備されてきた道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などの都市施設のこと。
	きょう どうろ 狭あい道路	主に幅員 4m 未満の道路のことで、車のすれ違いなどが困難な、交通に支障のある狭い道路をいう。
	きんきゅうゆそうどうろ 緊急輸送道路	災害直後から発生する物資輸送や救助活動を円滑に行うため、緊急車両が通行する重要な道路で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線道路。
	くいきくぶん 区域区分	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すること。
	こうさくほうきち 耕作放棄地	高齢化や過疎化による人手不足などで、過去 1 年間耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。遊休農地。
	こうじとしきのう 高次都市機能	都市機能とは、一般的には都市の主要な機能であり、「居住機能」「工業・生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化・研究機能」「レクリエーション機能」などをさす。高次都市機能とは、これら機能のうち広範な地域の多くの人々を対象にした、質の高いサービスを提供する機能のこと。

か	こうつうけっせつてん 交通結節点	複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所のこと。「交通機関の乗り換え・乗り継ぎ」としての機能をもつほか、地域の中心拠点エリアを形成する「拠点形成」や「ランドマーク」などの機能も有する。代表的なものとして鉄道駅やバスターミナルをさす。
	こうつうじゃくしゃ 交通弱者	自動車社会において、移動の制約を受ける人、または子どもや高齢者など、交通事故の被害に遭いやすい人。
	こうてきふどうさん 公的不動産（PRE）	地方公共団体等が保有する各種の不動産に着目して、その管理・活用を合理的なものにすべきという認識を背景にしてつくられた用語のこと。PRE とは、Public Real Estate の略。
	こくえいそうごうのうちぼうさいじぎょう 国営総合農地防災事業	農地防災事業は、農地や農業用施設に対する災害を未然に防止するため、湛水被害の防止、水質や土壌の保全、ため池の整備などを行う事業であり、特に大規模な優良農業地域などを対象として国が自ら事業を行う。
さ	CSR	企業の社会的責任。企業が自社の利益を追求するだけでなく、自らの組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆる利害関係者からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。
	しがいかくいき 市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域およびおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	しがいかちょうせいくいき 市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化が抑制される区域。宅地造成などの開発や都市施設の整備は原則として制限される。
	しがいちかいはつじぎょう 市街地開発事業	一定の区域を対象に、総合的な計画に基づいて、公共施設の整備と宅地の開発を一体的に行う事業。都市計画法では、土地区画整理事業・新住宅市街地開発事業・工業団地造成事業・市街地再開発事業・新都市基盤整備事業・住宅街区整備事業・防災街区整備事業の 7 種類の事業を規定している。
	しがいちさいかいはつじぎょう 市街地再開発事業	都市再開発法に基づいて、老朽化した木造建築物が密集している市街地の地区などで、細分化された敷地を集約し、不燃化・中高層化した共同建築物の建設や公園・広場・街路などの公共施設の整備を行う事業。

さ	しがいちそうごうさいせいけいかく 市街地総合再生計画	建物の老朽化や土地の利用効率が低いなど土地の高度利用と市街地環境の改善が必要な地区について、土地、建物等に関する調査を行い、市街地再開発事業等による市街地整備の方針を定め、段階的な整備を図ることを目的とした計画。
	じぎょうけいぞくけいかく 事業継続計画（BCP）	災害や事故などが発生した場合に、基幹事業を継続したり、早期に事業を再開するために策定する行動計画。
	しょうぼうかつどうこんなんちいき 消防活動困難地域	消防活動を円滑に行うために必要な幅員である6m以上の道路から、消防ホースを限界（災害時は280m、平常時は140m）まで伸ばした範囲に含まれない区域を指す。消防活動の困難さを評価する指標。
	しょうらいじんこう 将来人口フレーム	将来の市街地人口の目標値。
	しよくじゅうきんせつ 職住近接	職場と住居との距離が近いこと。距離が近いことにより、通勤にかかっていた時間を有効活用できる等のメリットがある。
	しんすいそうていくいき 浸水想定区域	水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定し、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等と併せて公表する区域。
	か スプロール化	都市の郊外に無秩序・無計画に開発が拡散していくこと。「スプロール現象」
た	スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア等から乗り降りができるように設置されるインターチェンジで、ETC搭載車両に限定しているインターチェンジ。
	たいしんかいしゅう 耐震改修	耐震性の向上を図るために行う改修工事。
	たきよく ネットワーク型コンパクトシティ	都市の複数の拠点に居住地や都市機能を集積し、その拠点間を公共交通等で結ぶことによって、市街地の活性化や行政コストの削減を図り、住民の利便性を向上させようとする考え方。
	ちくけいかく 地区計画	あるまとまりをもった地区を対象に、より住みよい環境を作るため、生活道路・小公園の整備、建物の用途・高さ制限などを、市町村が住民と合意形成を経て決める計画。

た	デマンドバス	利用者の要望に応じ、運行ルート・時間・乗降場所などを対応させる仕組みのバス。
	でんせんきょうどうこう 電 線 共 同 溝	電気・電話などの電線の設置及び管理を行う二種類以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設。
	とくていようとしげんちいき 特 定 用 途 制 限 地 域	非線引き都市計画区域の用途地域を定めていない地域において、良好な環境を形成・保持するため、環境に支障を与えるおそれのある建築物等を制限する地域。
	としきのうゆうどうくいき 都市機能誘導区域	医療・商業等の都市機能を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域として立地適正化計画で定められる区域。
	としけいかくくいき 都市計画区域	市町村の中心的な市街地とその周辺地域を一体の都市として総合的に整備・開発・保全するために、原則として都道府県が指定する区域。
	としけいかくどうろ 都市計画道路	都市の骨格を形成し、都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定される道路。
	としさいせいせいびけいかくじぎょう 都市再生整備計画事業	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度のこと。
	としゃさいがいけいかくくいき 土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。
	とち かいりょうじぎょう 土地改 良 事 業	農業の生産性向上や農業構造の改善を目的とした、農用地や農業用水路、農道などの農業生産基盤の整備を行うもので、農用地の改良又は保全のために必要な事業を広く含む（土地改良法第2条第2項）。
	とちくかくせいりじぎょう 土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、土地区画整理法に基づいて、道路・公園・河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

は	パークアンドライド	最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自家用車で行って駐車し、そこから鉄道やバスに乗り継ぐ移動方式。交通渋滞対策および環境汚染対策の一環として推進されている。
	パブリックコメント	意見公募手続制度。公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。
	バリアフリー	障がい者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。
	P F I	公共施設等の運営管理を、民間の資金とノウハウを活用して効率的かつ効果的に行うこと。
	ピオトープ	生物群集が存在できる環境条件を備える地域。生物群の生息場所。
	ひせんび くいき 非線引き区域	都市計画区域のうち、市街化区域にも市街化調整区域にも指定されていない区域。法律上は「区域区分が定められていない都市計画区域」と呼ばれる。
ま	まちのまとまり	居住や生活利便施設等が集積している場所 (中心市街地や合併前役場周辺、既存集落などを想定)
	むでんちゅうか 無電柱化	電線を道路に埋めるなどして電柱をなくすこと。景観の向上、見通しがよくなることによる交通安全性の向上、災害時の電線切断、電柱倒壊、情報通信ネットワーク分断などによる被害軽減を目的とする。
や	ゆうりょうのうち 優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
	ユニバーサルデザイン	高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。
	ようとちいき 用途地域	都市の環境保全や利便の増進のために、土地利用について住宅・商業・工業などの13種類に分類し、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域。都市計画法の地域地区の基本となるもの。
わ	ワークショップ	さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場。